

24010-1681-1  
平成29年3月31日

各市町村介護人材確保担当課長 殿  
関係機関及び関係団体の長

宮崎県福祉保健課法人指導・援護室長  
( 公 印 省 略 )

社会福祉法の改正に係る介護人材の確保に関する事項の施行について

本県の社会福祉の向上につきましては、日頃より御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本年4月1日から施行される「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）」及び「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号。以下「改正省令」という。）」の内、介護人材の確保に関する趣旨、内容、留意事項等につきまして、別添のとおり厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、通知内容について御了知の上、改正法及び改正省令の円滑な施行について、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

担当：法人指導担当 井口  
電話：0985-26-7075